

狭あい道路の拡幅にご協力を！

大津市では、4m未満の狭い生活道路を拡幅することで、地域の防災機能の強化及び居住環境の改善を図ることを目的に「大津市生活道路拡幅整備推進事業」を実施しています。



※当事業では、セットバック用地を整備していきます



対象となる道路

下記のいずれかに該当する「大津市道」

CHECK

- 建築基準法第42条第2項に規定する道路
- 建築基準法上の指定を受けていない通路のうち幅員が4m未満で住宅が立ち並んでいるもの

- ① 事前相談
- ② 生活道路拡幅協議書提出
- ③ 現地確認・詳細調査
- ④ 道路中心線/境界の立会
- ⑤ 支障物の移設・撤去
- ⑥ 拡幅用地の整備工事

（期間）約1年半～2年

STEP

※拡幅用地内の支障物の移設（撤去）は土地所有者の方に行っていただく必要が有ります
※支障物の移設には助成金が出る場合があります
※隅切り用地を寄附いただける場合は面積に応じて奨励金を交付します

上記の他、道路管理者が定める施工基準により公衆用道路としての形態に個人で整備（工事）を行い、自主管理していただくことも可能です。その場合には、工事に要した費用の一部を助成します。詳細については、ホームページ又は下記までお問合せください。

お問合せ先

大津市建築指導課 生活道路整備推進係

〒520-8575 大津市御陵町3-1 ☎ 077-528-2768（直通）9:00～17:00

E-mail otsu1309@city.otsu.lg.jp

